

中央公園プロムナード都市景観デザイン推進地区
地区景観デザインチェックシート

設計の方針

地区景観デザイン基準(建築物・形態意匠)	チェック	設計上の配慮点
敷地規模	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地との共同建設を推進する。 ・敷地の細分化はしないものとする。 	
建物高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の階数は6階以上とする(31m以上を目途とする。) 	
壁面位置	<ul style="list-style-type: none"> ・プロムナードに面する高さ31mまでの壁面位置は、境界沿いで揃える。 ・まちかど部分や低層部(1,2階)では、積極的にオープンスペースの確保に努める。なお、オープンスペースは、開放的で夜間も魅力的な空間とするため、柱などの構造物を少なくするよう配慮するとともに、適正な照明計画に努める。 	
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は、商業系用途とするよう努める。商業系以外の用途とする場合は、ショーウィンドウを設置するなどして歩行者が楽しめる工夫をする。 ・まちかど部分の低層部では、まちなみの魅力を高めるような使い方を積極的に進める。 	
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの色彩は、環境を構成する重要な要素となるため、中高層部においては、落ち着いた色調とし、低層部では、アクセントカラーを効果的に使うなどしてまちなみの魅力を高めるよう努める。 ・まちなみの基調となる中高層部は風格を感じさせるような意匠とする。また、低層部にあつては、色彩や意匠に変化をつけるなど、にぎわいが感じられるような工夫に努める。 ・プロムナードから見える側面にも正面と同様の色彩及び材料の配慮をする。 ・まちかど部分では、建物のシンボルとなり、まちなみを演出するよう、個性的な意匠、色彩、照明の工夫に努める。 ・日よけは景観に配慮し、落ち着いた品のよい意匠・色彩とする。 	
施設・設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は、歩行者にとって魅力ある表情をつくる照明を行う。 ・閉店後、暗く閉鎖的なまちの表情とならないよう、シーソーシャッターなどにより、開放性をもたせた構造とするよう努める。 ・塔屋、屋外設備、屋外階段等は、プロムナードから見えないように設置や遮へいの方法を工夫する。 ・原則としてプロムナードに面し、平面駐車場は設けないこととする。 ・敷地の状況などにより、やむを得ずプロムナードに面し、平面駐車場を設ける場合や車両の出入口又は立体駐車場を設ける場合は、景観に配慮するとともに誘導員を配置するなど、歩行者の安全確保に努める。 ・ごみ置き場、駐輪場、自動販売機をプロムナードに面して設置することは控えるよう努め、設置する場合は、景観に配慮したものとする。 ・回遊性を確保するため、通り抜け道(パサージュ)を設置するよう努める。 	
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・プロムナード沿いには、原則として塀、フェンス類は、設置しないものとし、ビル管理上やむを得ず設置する場合は、緑化を図るなど景観に配慮したものとする。 ・プロムナードに接する部分は、歩道と一体化するような構造・色彩とする。 ・花やみどりを用い、プロムナードの花やみどりと連携した華やかでうおいのある景観の演出に努める。 	

地区景観デザイン基準(広告物・サイン)		チェック	設計上の配慮点
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物設置に係る共通事項として次の事項に留意する。 ・ 計画段階から建物との一体化を図る。 ・ 規模・掲出位置の集約化に努める。 ・ 退色の少ない維持管理のしやすい素材を使用する ・ サインの内容は、デザインの優れた質の高いものとする。 ・ サインの内容は、落ち着いた品のある色彩とするよう努め、蛍光色等派手な色彩は使用しない。 		
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として屋上広告物は、設置しないものとする。ただし、次の6項目について配慮したものは除く。 ・ 建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮されたもの ・ 広告表示面を建築物壁面線にそろえ、広告物の幅を建築物間口幅に合わせるなどスカイラインの連続性や建築物との一体化に十分配慮されたもの ・ 建築物1棟につき1箇所以内のもの ・ 骨組みや支柱がプロムナードから見えないよう配慮されたもの ・ 地上面から広告物の上端までが40m以下のもの ・ 広告物の高さがその幅より短いもの 		
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として建物の壁面を下地とする。 ・ 一壁面について、同一内容のものは1箇所とする。 ・ 3階以上の表示面積は、3階以上の一壁面の10分の1以内とする。 ・ イラストや写真などを使い、まちの賑わい演出に寄与すると判断できるもので都市景観推進協議会の了解を得たものは、上記の基準を適用しない。 		
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能なかぎり突出広告物によるテナント個別の設置は避け、1箇所に集約した独立広告物等とするよう努める。 ・ 突出広告物を設置する場合は、一壁面につき1箇所に集約するよう努める。やむを得ず2箇所以上設置する場合は、同一壁面の突出広告物間の距離を30m以上離すとともに、設置位置、形状を合わせるなどの配慮を行う。また、地上から下端までは3.5m以上とし、上端は20m以下とする(下端位置は5mを標準とする。)。 ・ 低層部においては、テナントごとの景観に配慮した1㎡未満のものにかぎり、上記の基準を適用しない。 		
敷地内の独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ のぼり旗は、設置しないものとする。 ・ 設置する空間の状況に応じ、歩行者に圧迫感を与えないよう大きさ・形状・設置位置に配慮する。 		
窓面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ショーウィンドウなど計画的かつ景観に配慮したもの以外は設けないこととする。 		

地区景観デザイン基準(工作物・その他)		チェック	設計上の配慮点
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロムナードから見えないように設置や遮へいの方法を工夫する。 ・ 鉄塔を設置する場合は、周辺からの見え方に配慮するとともに落ち着いた色調とするよう努める。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の景観配慮を行う。 		